

産業構造審議会 新産業構造部会の公開について（案）

1. 議事は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は、部会長の判断で非公開とすることができることとする。
2. 会議の配布資料及び議事録は、原則として公開とする。また、議事要旨は、速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、部会長の判断で配付資料、議事録又は議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができることとする。